

深呼吸したくなるまち

エコみっけ

ここはエコのど真ん中

発行・編集

見附市 都市環境課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

TEL: 0258-62-1700

FAX: 0258-62-7062



地域社会の中でペットと暮らすということ



地域社会の一員として、飼い主はペットの命を大切にし、その健康と安全を守るだけでなく、周囲への配慮を忘れず、責任ある飼育を心掛けることが求められます。ペットが地域社会に受け入れられるよう飼い主が努力することで、ペットはより安全で幸福な生涯を送ることができます。また、こうした小さな配慮を積み重ねることで、地域とペットの関係がより良いものになっていきます。

今どきの、犬の飼い方



1 オシッコやウンチはおうちで済ませる

道路などを汚すことがなく、近所迷惑にならない

道路での、ふん尿の始末が無いので安全に散歩ができる

散歩の時間やタイミングが自由になる

外でしか排泄しないワンちゃんだと、悪天候でも、飼い主さんの具合が悪くてもお散歩につれていかなければなりません。おうちで排泄するようにしつければお散歩が楽になります。



2 しつけと訓練が必要

ペットは家族だけでなく社会の一員として暮らす存在であり、トレーニングや社会化が必要です。屋外では排泄物の処理、リードの使用、吠えたり飛びつくなどの行動に注意しましょう。室内でも吠え声や臭いに配慮し、近隣に迷惑をかけないように心掛けることが重要です。しつけや訓練を飼い主の責任として徹底しましょう。



3 いざというときに備えよう

災害が発生した際に、犬と一緒に同行避難するためには、普段から家族以外の人に触れられても平気なように他人に慣れさせておくことや、ケージなどでおとなしく過ごせるようにトレーニングしておく必要があります。いざという時のためにしつけをすることは、愛犬への愛情です。

ご存じですか？ペット同行避難



見附市でも、災害が発生した際にペットと一緒に避難できる避難所を4カ所設定しています。ご自宅からペットと一緒に避難する際は、同行避難が可能な避難所へお越しください。

状況によっては、住み慣れた自宅のほうがペットも安心することもありますので、避難が必要か判断することはもちろん、平時より災害時の対応を検討しておきましょう。

第一避難所

★中央公民館 ★今町公民館

第二避難所

(※災害規模、避難状況に応じて開設)

★見附小学校 ★今町小学校



詳しくはこちらから！

飼い犬の散歩の際には、必ずフンを始末する用具を携帯しましょう

トイレットペーパー、ビニール袋

スコップなど

水を入れたペットボトル



フンを持ち帰るためのビニール袋、フンをつかむ道具、汚れを流す水、お散歩道具一式をいれたお散歩バッグがあると良いでしょう。

犬の登録事項変更手続きの一部と、死亡届がオンラインで申請可能になりました

犬の登録事項変更手続きの一部と、犬の死亡届がオンラインで申請できます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

犬の住所の変更



※市内から市内への転居に限ります。

犬の飼い主の変更



※市内の飼い主から市内の飼い主への変更に限りです。

犬の死亡届



「飼い主のいない猫」について

市には、「飼い主のいない猫」に対する苦情や相談が少なからず寄せられています、

鳴声がうるさくて眠れない

軒先で子猫が生まれてしまった

庭や畑にフンやオシッコをされる

市や動物愛護センターでは、猫の捕獲は行っておりません。

また、個人的な理由による捕獲や処分は、動物福祉に反する行為と見なされる可能性があります。それぞれの立場から、正しい方法で猫たちと向き合しましょう。

「飼い主のいない猫」にエサを与えているかたへ

おなかをすかせた猫をかわいそうに思う気持ちは、あなたの優しさのあらわれです。

しかし、その優しさを生かすためには、**ルールを守ることが大切です。**

あなたがエサを与え続けることで、猫がその場所に住みつき、繁殖し、結果として数が増えます。たった1匹のメス猫から始まっても、1年で80匹まで増える可能性があります。数が増え、十分な管理が行き届かなくなった「飼い主のいない猫」は、病気になりやすかったり、事故に遭いやすいため、飼い猫ほど長く生きることが難しいといわれています。さらに、エサを与えることで地域社会に迷惑をかけてしまう場合もあります。ゴミの散乱やふん尿被害など、地域の方々に負担となる問題が発生することもあるのです。

エサを与えているかたも、実質的には猫の「管理者」としての責任を持つことになります。

エサを与えるのであれば、飼い主として猫の健康管理や繁殖の制御をきちんと行い、地域社会に配慮した行動を心掛けてください。

猫を飼っているかたへ

「飼い主のいない猫」は、もともとは飼い猫が捨てられたり、増えたりした猫です。これ以上「飼い主のいない猫」を増やさないために、飼い主が責任をもって猫を飼うことが大切です。

新潟県では動物の愛護及び管理に関する条例で、猫の室内飼育、不妊去勢手術を努力義務としています。猫の健康と幸せを考えたうえで、以下の点に注意し、適正に飼育をしましょう。

室内飼育

メリット

- ①交通事故に遭わない
- ②感染症にかかりにくい
- ③行方不明になる心配がない

ふん尿などで、ご近所トラブルの原因となることも防げます。

不妊去勢手術

メリット

- ①予期せぬ繁殖を防げる
- ②発情期特有の大きな声がない
- ③生殖器の腫瘍の病気を防げる

猫は1年で1～3回出産できます。繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。

迷子札、マイクロチップ

メリット

室内飼育であっても、脱走したり、突然の災害で行方不明になることもあります。万が一のために首輪に迷子札をつけたり、マイクロチップを装着・登録をして、飼い主がわかるようにしておきましょう。

地域住民のみなさまへ

猫を迷惑に感じる理由として、鳴き声やふん尿被害などが挙げられ、迷惑に思う気持ちも十分に理解できます。しかし、猫も大切ないのちある生き物です。

地域住民の皆さまのご理解をいただきながら、現実的かつ可能な範囲で対応策を進めていきましょう。

★猫は強いにおいを嫌がります。
(洗剤やトイレの芳香剤、香水、木酢液 等)

★猫の禁忌剤や超音波を発生させることにより猫が寄ってこないようにする装置も市販されています。

猫は居心地の悪い場所を避ける習性があります。習性を理解し対策をして、共存のために適切な距離を保ちましょう。